

コロナ関連の休暇制度（正規職員・再任用・会計年度任用）

総務部給与労務課

1 特別休暇

以下のいずれかに該当する場合に、全職員（再任用職員及び会計年度任用職員を含む）を対象として、有給の特別休暇を取得できることとしている。

- ① 職員又はその同居の親族等に発熱等の風邪症状が見られる場合
- ② 職員が新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ③ 職員又はその同居の親族等が濃厚接触者となった場合
- ④ 小学校等の臨時休業等により、子の世話のため出勤できない場合
- ⑤ その他社会状況の変化等により、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

2 職務に専念する義務の免除

職員（再任用職員及び会計年度任用職員を含む）が新型コロナウイルス感染症のワクチンを接種する場合、ワクチン接種のために必要と認められる時間（医療機関等のワクチン接種実施場所までの移動時間を含む）について、職務に専念する義務を免除する。

また、18歳未満の職員の子（事実上の子と同様の関係にある者を含む。）がワクチンを接種する際に、保護者の同伴を求められる場合についても職務に専念する義務を免除する。